

中小企業経営承継円滑化法（事業承継）に基づく

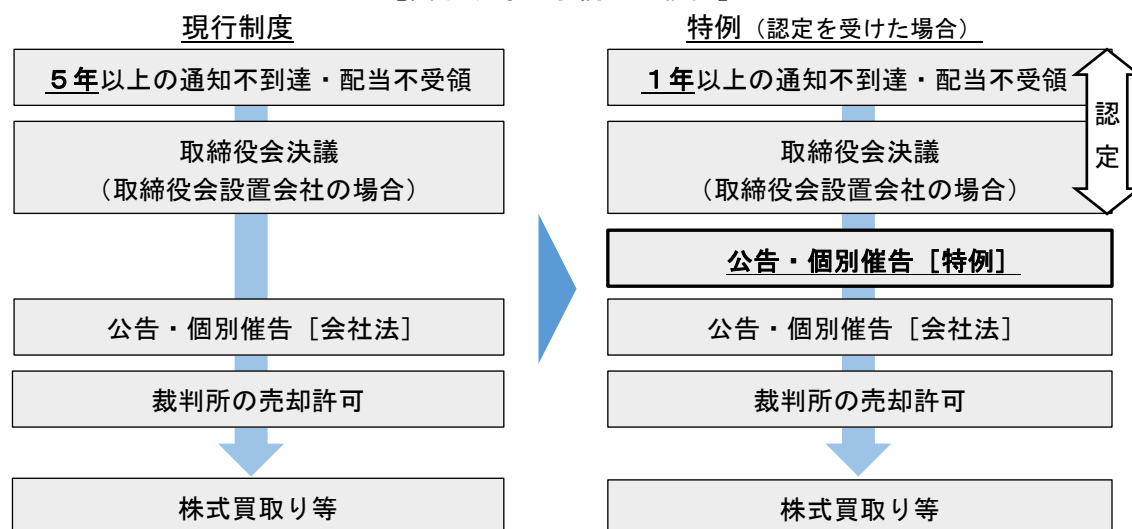
所在不明株主に関する『会社法特例』に係る認定手続きのご案内

所在不明株主の株式を競売・売却（自社による買取りを含む）するには、会社法の手続き上、5年以上継続して所在不明株主への通知等が届かない等の事情がないとできませんでしたが、『会社法特例』では、中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けることで、所在不明株主の株式の競売・売却に要する手続きの時間を短縮することが可能になります。

1. 制度概要

承継ニーズの高い中小企業（非上場）に限り、都道府県知事の認定を受けることと、一定の手続保障（特例措置によることを明示した異議申述手続）を前提に、会社法の通知不到達・配当不受領の期間「5年」を「1年」に短縮します。

【買取り等の手続の比較例】



2. 対象となる会社

☑ 中小企業者であること

業種目	資本金	又は 従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下

※中小企業基本法上の中小企業者の定義よりも範囲を拡大。なお、医療法人、社会福祉法人、外国会社は法における中小企業者には該当しません。

☑ 上場会社等でないこと

3. 認定の要件

(1) 経営困難要件

☒ 現代表者が年齢、健康状態、その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であるため、会社の事業活動の継続に支障が生じていること

例えば、以下のいずれかに該当する場合、要件を満たします。

☐ 現代表者の「年齢」が満 60 歳を超えている場合

☐ 現代表者の「健康状態」が日常業務に支障を生じさせている場合

☐ 「その他の事情」が認められる場合

- ・ 現代表者以外の役員や幹部従業員の病気や事故等
- ・ 外部環境の急激な変化による突然の業績悪化等

(2) 円滑承継困難要件

☒ 一部株主の所在が不明であることにより、円滑な事業承継に支障が生じていること（その経営を後継者に円滑に承継させることが困難であること）

① 後継者が決まっている場合

(A) 株式譲渡による場合

～総株主等議決権数の 1/10 等を目安とする基準～

株式譲渡の手法による事業承継を行おうとする際、一部株主の所在が不明であることにより後継者が要求する議決権数等（支配権を得るために必要とする議決権数等）を得られないため、所在不明株主の株式の買取り等が必要な場合であること。ただし、所在不明株主の株式の議決権数の割合が 10%を超えるため、特別支配株主（議決権の 90%以上を保有する株主）の株式等売渡請求によるスクイーズ・アウト（支配株主が他の少数株主の株式を、その承諾なく強制的に金銭を対価として取得して少数株主を排除すること）ができない場合に限りま。

【具体的な基準】

次表の基準を全て満たしていることが必要です。

	基準の内容	図 式
(i)	一部株主の所在が不明であることにより、後継者が要求する議決権数等を得られていないこと	$b > a - d$
(ii)	会社法特例による株式買取り等の完了後に、後継者が要求する議決権数等を得られていること	$b - c \leq a - d$
(iii)	後継者が要求する議決権数等が総株主議決権数の過半数であること	$d > a \times 1/2$
(iv)	所在不明株主の株式の議決権数に係る議決割合が 10%を超えていること	$b > a \times 1/10$

a : 総株主等議決権数

b : 所在不明株主の株式の議決権数

c : 所在不明株主の株式の買取り等（予定）の議決権数

d : 後継者が要求する議決権数（後継者が経営上必要とする議決権数（既に後継者が保有している株を含む））

(B) 株主総会特別決議に基づく事業譲渡、会社分割、新株発行等による場合

～総株主等議決権数の1/3を目安とする基準～

事業譲渡、会社分割、新株発行等といった原則として株主総会特別決議に基づく手法により事業承継を行おうとする際、所在不明株主の株式の議決権数に係る議決割合が1/3を超えているため、株主総会特別決議を安全に行うことができる総株主等議決権数の2/3を確保できないこと。

【具体的な基準】

次表の基準を全て満たしていることが必要です。

	基準の内容	図 式
(i)	所在不明株主の株式の議決権数に係る議決割合が1/3を超えていること	$b > a \times 1/3$
(ii)	会社法特例による株式買取り等の完了後に、所在不明株主の株式の議決権数に係る議決割合が1/3以下であること（総株主等議決権数の2/3を確保できていること）	$b - c \leq a \times 1/3$

a：総株主等議決権数

b：所在不明株主の株式の議決権数

c：所在不明株主の株式の買取り等（予定）の議決権数

② 後継者が未定の場合

(C) 株主総会特別決議に基づくスクイーズ・アウトによる株式集約の場合（原則）

～総株主等議決権数の1/3を目安とする基準～

株式集約のためスクイーズ・アウトを行う際、株主総会特別決議に基づく手法を選択する場合に、所在不明株主の株式の議決権数に係る議決割合が1/3を超えているため、株主総会特別決議を安全に行うことができる総株主等議決権数の2/3を確保できないこと。

【具体的な基準】

次表の基準を全て満たしていることが必要です。

	基準の内容	図 式
(i)	所在不明株主の株式の議決権数に係る議決割合が1/3を超えていること	$b > a \times 1/3$
(ii)	会社法特例による株式買取り等の完了後に、所在不明株主の株式の議決権数に係る議決割合が1/3以下であること（総株主等議決権数の2/3を確保できていること）	$b - c \leq a \times 1/3$

a：総株主等議決権数

b：所在不明株主の株式の議決権数

c：所在不明株主の株式の買取り等（予定）の議決権数

(D) 特別支配株主による株式等の売渡請求による株式集約の場合（例外）

～総株主等議決権数の1/10等を目安とする基準～

株式集約のためスクイーズ・アウトを行う際、特別支配株主（議決権の90%以上を保有する株主）による株式等の売渡請求を選択する場合に、所在不明株主の株式の議決権数の割合が10%を超えるため、議決権の90%以上の議決権数を確保できないこと。ただし、経営株主等（代表者又は代表者であった者、それらの親族*¹）のみで総株主等議決権数の過半数を有しており、支配

権を確保できている場合に限りします。

また、本基準において円滑承継困難要件を満たし得るのは、必要な株式集約に支障が生じることで将来の事業承継を円滑に行えない相当程度の蓋然性が認められるときに限りします。

具体的には、経営株主等の保有株式に係る議決権数の合計に（会社法特例の適用対象となる）所在不明株主の保有株式に係る議決権数の合計を加算すると、その議決権割合が 90%以上となること、及び事業承継・引継ぎの候補先の選定に向けて支援機関*²への具体的な相談を複数回して、具体的な助言を得ていることが必要です。

* 1 6 親等内の親族、配偶者及び 3 親等内の姻族。なお、経営株主等のうち保有株式に係る議決権割合が過半数である株主がいる場合、当該株主は特別支配株主となる蓋然性が特に高いことから、当該株主が申請者以外の一定の法人を通じて間接的に保有している株式に係る議決権数も経営株主等に含めることができる。

* 2 M&A 専門業者や M&A プラットフォーマー、金融機関、商工団体、士業等専門家（公認会計士、税理士、中小企業診断士、弁護士等）、事業承継・引継ぎ支援センター等、民間機関・公的機関を問わず、事業承継や M&A の支援機関を広く含む。

【具体的な基準】

次表の基準を全て満たしていることが必要です。

	基準の内容	図 式
(i)	所在不明株主の株式の議決権数に係る議決割合が 10% を超えていること	$b > a \times 1/10$
(ii)	会社法特例による株式買取り等の完了後に、所在不明株主の株式の議決権数に係る議決割合が 10% 以下であること	$b - c \leq a \times 1/10$
(iii)	経営株主等の株式の議決権数が総株主議決権数の過半数であること	$z > a \times 1/2$
(iv)	経営株主等の株式の議決権数と会社法特例による株式買取り等を行う所在不明株主の株式の議決権数を合計した議決権数割合が 90% 以上であること	$z + c \geq a \times 9/10$
(v)	事業承継・引継ぎの候補先の選定に向けて支援機関への具体的な相談を複数回していること	

a : 総株主等議決権数

b : 所在不明株主の株式の議決権数

c : 所在不明株主の株式の買取り等（予定）の議決権数

z : 経営株主等の株式の議決権数

（注意 1）「後継者が決まっている」ことの判断

厳密には後継者以外の他社が株式譲渡の譲受人等となるケースも存在するが、後継者により当該他者が指定されている場合は、後継者が決まっているものとして判断します（例えば、後継者 X が一定数の株式を保有する Y 社が、株式譲渡の譲受人となるような場合）。

なお、後継者は現代表者の親族だけではなく、第三者の場合もあり得るものとします。

（注意 2）自己株式に係る議決権について

所在不明株主の株式を会社が買い取る場合は自己株式となり議決権を有しません（会社法第 308 号第 2 項）。しかし、会社法特例の認定に際しては、自己株式として買い取る予定の所在不明株主の株式についても、議決権を有するものとみなして判断します。

なお、会社法特例の申請時点で既に保有している自己株式については、議決権を有していないことを前提とします。

4. 認定申請の手続き（申請様式及び添付書類）

中小企業庁の「中小企業経営承継円滑化法マニュアル『会社法特例』」を参考に申請書を作成し、次の書類を揃えて申請書提出先（かながわ中小企業成長支援ステーション）宛て郵送ください。

【申請書（様式）】

□様式第6の4（別紙含む）

提出部数 2 部

※省令改正により記名のみ（押印不要）で申請できるようになりました。

【注意】

- ・記名のみ（押印不要）で申請できます。
- ・認定書は2部のうち1部を添付して交付します。
- ・2部ともホチキス止め又はクリップ止めしてください。
- ・県での確認時に誤記入等が発見された場合は、修正後のものに差替えていただきます。

<捨印による修正対応をご希望される場合>

捨印による修正対応をご希望される場合は、申請書を次のとおり作成してご提出ください。

提出部数 2 部（正本 1 部 + 副本 1 部）
※正本は捨印のみ、副本は捨印・割印を押印（法人実印）

（捨印対応を希望される場合の副本）

【注意】

・認定書は副本を添付して交付します。

「捨印」による修正対応は終了しました。

- ・捨印については、1枚目の上部余白の中央付近に押印してください（2枚目以降は不要です）。
- ・添付書類は袋綴じしないでください。

袋綴じ

【添付書類（各 1 部）】

<共 通>

□申請会社の履歴事項全部証明書

⇒認定申請日の3ヶ月以内の原本（謄本のコピーや登記情報提供サービス利用の印刷物は不可）。

□申請会社の定款の写し（原本証明付き）

⇒下図を参考に認定申請日で原本証明。押印は不要です。

<原本証明の例>

この写しは、認定申請日における当社定款の原本と相違ないことを証明します。
令和〇年〇月〇日

株式会社かながわ中小企業
代表取締役 神奈川 太郎

☐申請会社の株主名簿の写し（原本証明付き）

⇒認定申請日のもの（上記定款の写しに準じて認定申請日で原本証明）。

☐申請会社が上場会社等でない旨の誓約書

⇒様式は下図を参考にしてください。押印は不要です。

誓 約 書

令和〇年〇月〇日

神奈川県知事 殿

株式会社かながわ中小企業
代表取締役 神奈川 太郎

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定の申請をするにあたり、当社は同法施行規則で規定する上場会社等に該当しないことを誓約します。

☐従業員数を証する書類（中小企業者であることが資本金の額だけでは判断できない場合のみ）

⇒施行規則第1条11項に定める「従業員数証明書」又は事業承継税制マニュアル等参照

- ・厚生年金保険・健康保険の標準報酬月額決定通知書及びその発行後の変動についての被保険者取得（喪失）確認通知書の写し
- ・被保険者縦覧照会回答票の写し

☐連絡先

⇒送り状メモ又は名刺など

☐認定書交付用のあて先（郵送希望先）が記入されている返信用封筒（角2サイズ）

⇒レターパック（推奨）又は**郵送料+特定記録料**の切手（不足が生じないよう注意）を貼付した封筒。

<経営困難要件関係>

次のいずれか該当する事由の書類を添付してください。

（代表者の年齢による場合）

☐代表者の生年月日を公的に証明する書類

⇒マイナンバーカード表面や運転免許証の写し、住民票等

（代表者の健康状態による場合）

☐代表者の健康状態を示す書類

⇒医師の診断書等

（その他の事情による場合）

☐その他の事情を示す書類

⇒役員や幹部従業員が退職した経緯等を示すための報告書等、業績が外部環境の急激な変化により突然悪化したこと等を示すための書類の写し等

<円滑承継困難要件関係>※印の資料については、基準の判定に影響を及ぼさない場合、省略可

次のいずれか該当する要件の書類を添付してください。

（後継者が決まっている場合：円滑承継困難要件（A）又は（B））

☐承継に係る明確な合意があることを示す書類

⇒承継に係る基本合意書や株式譲渡契約書の写し等（具体的な承継手法が明記されている部分に分かりやすいように適宜加工して提出）*

*申請者（株式会社）がいわゆる複数代表制を採用しており、先代経営者が退任しておらず、かつ後継者候

補も代表者に就任している場合には、申請会社の履歴事項全部証明書において後継者候補が代表者に就任していることが確認できれば、これらの書類は省略できます。ただし、これらに代えて具体的な承継手法に関する文書（(A)基準、(B)基準振分けのため）を添付してください（事案に応じて更に追加書類を求める場合があります）。

（後継者が未定の場合：円滑承継困難要件（D）のみ）

□経営株主等の中に代表者であった者が含まれる場合、そのことを証する書類

⇒その者が代表者であったことが分かる履歴事項全部証明書（閉鎖事項証明書を含む）※

□経営株主等の中に代表者又は代表者であった者の親族が含まれる場合、親族関係を証する書類

⇒戸籍謄本等及び親族関係図等※

□経営株主等のうち保有株式に係る議決権割合が過半数である株主がいる場合で、当該株主が申請会社以外の一定の法人を通じて間接保有している株式がある場合、そのことを証する書類

⇒当該一定の法人の登記事項証明書、定款の写し及び株主名簿の写し※

□後継者の候補先選定に向けて支援機関への具体的な相談を複数回していることを報告する書類

⇒認定申請書に「別添報告書のとおり」等と記載する場合には任意の形式で記載した報告書等（支援機関から必要事項を明記した書類が発行された場合は当該書類の写しに代替可能）

（参考）

◆ 異議申述手続

会社法上、株式会社が、利害関係人が一定期間（3 か月以上）内に異議を述べることができる旨等を官報等により公告し、所在不明株主等に個別催告する必要があります。会社法特例を活用する場合には、これに先行して、特例措置によることを明示した異議申述手続を行う必要があります（二重の手続保障）。

◆ 裁判所における手続

会社法特例の対象となる非上場株式の売却（自社による買取りを含みます。）については、「裁判所の許可」が必要であることから、裁判所における手続を経ることとなります。そのため、以下の裁判所のホームページも参照しながら、具体的な手続を進める必要があります。

東京地方裁判所民事第8部（商事部非訟係）ホームページ

「所在不明株主の株式売却許可申立事件についての Q&A」

https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section8/hisyou_karyou_osirase/index.html

なお、株式の競売の場合にも裁判所における手続が必要となります。

○申請書の記載方法については、中小企業庁の「中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル『会社法特例』（中小企業庁財務課）」や記載例を参照してください。

* 中小企業庁のホームページを参照。

○申請書様式等は、神奈川県ホームページからも入手できます。

神奈川県 会社法特例 検索

〔申請書提出先〕

登記上の本社所在地が神奈川県の中小企業の方は、以下が申請書の提出先になります。なお、郵送のみの受付となります（消印有効）。

名 称	送 付 先	電 話
かながわ中小企業成長支援ステーション	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県中小企業支援課内	045-285-0748

【提出先の都道府県について】

申請企業の登記上の本社所在地（住所）の都道府県に提出します。

上記申請先は、中小企業経営承継円滑化法の認定申請に係る相談を専門に取り扱っており、事業承継全般の相談は行っておりません。

円滑承継困難要件(D)の要件に係る相談はもとより、事業承継全般に係る相談については、下記の神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターをご活用ください。

神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターをご活用ください！

これまで、親族内承継を支援してきた「神奈川県事業承継ネットワーク」と、第三者による事業引継ぎを支援してきた「神奈川県事業引継ぎ支援センター」の機能を統合し、2021年4月より新たに「神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター」として活動の場を広げました。事業承継に悩む県内の中小企業を、目的に合わせた支援事業にて、全力でサポートいたします。

公正中立な立場で、相談無料・秘密厳守で対応しています。M&Aのご相談はもちろん、「後継者に事業をバトンタッチしたい」そんなお悩みを抱えている経営者の皆様、是非お気軽に、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

（公財）神奈川県産業振興センター「神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター」

電 話 045-633-5061（直通）

<https://www.kipc.or.jp/business-support/business-succession/>